



21 号

2011 年

12月17日

運営委員リレー巻頭言Ⅱ：組織担当から皆さんへ

今号の巻頭の挨拶は、運営委員会で組織を担当しています、私、大谷がお届けします。普段は定例会の会場準備や、会員への連絡、広報活動などを担当しています。

さて、今21号は11月12日に行われたコリン・ジョーンズ氏の出版記念講演会の様子を中心にお届けします。詳しい報告は、当該紙面を是非ご覧になってください。

その講演会から、あっという間に一ヶ月経ち、年末を迎えてしまいます。この時期は、なにかとイベントも多く、我々にとっては、子どもたちのそばにいてあげられない侘しさに胸が痛くなる時分でもあります。

しかし、考えてみてください。子どもに会えない悲しみに、背中を丸めて小さくなる母親をもし、子どもたちが知る機会があったとして、果たしてそれで子どもたちは喜ぶでしょうか。あるいは、父親が、子供に会えないつらさにじっと耐えることを業だと思って、人生の楽しみをもあえて遠ざけることで子どもたちが幸せになれるのでしょうか。私はそうは思いません。いつか、監護親と非監護親間の不平等な関係性や、公正さを欠いた日本の現社会は、他の多くの先進諸外国がそうであるように、きっと是正されます。その時に、健康で明るい父親・母親が、自分たちを出迎えてくれた方が、子どもたちはよっぽど嬉しいのではないのでしょうか。

必ずやってくる、息子と過ごせる冬休みのためにスキーを教えられるようなカッコいいお父さんや、きっと訪れる、娘と過ごせる正月には御節の味を教えてあげられる素敵なお母さんが、親子ネット会員に増えてほしいと思います。

話は変わりますが、年末に向けて、スポーツの明るい話題がニュースをにぎわしています。今のプロスポーツ選手たちの多くは、専属のメンタルトレーナーをつけているケースが多いようです。トレーナーは選手たちの持つポテンシャルをより効果的に成績につなげるために「イメージする力」をサポートします。優れたプロ野球選手は、バッターボックスに入ったときに、打てなかった場合の心配よりも、自分がどのような打球を放ち、その後いかにして出塁し、さらにはそれによってゲームがどのように展開して勝利に到るのかをイメージしています。

そういった意味で、私たちにとってイメージすべき姿はどのようなもののでしょうか。ハーグ条約加盟後の日本ですか。それとも共同親権が法制化された社会でしょうか。まさか、元妻を出し抜くことや、元夫に制裁を加えることではないはずです。大切なのは、その先に私たち親が皆、子どもたちの豊かな人生に関わって、彼らの健全な成長に貢献していくことです。

やりきれないほど胸が苦しくなることはあっても、私たちは、強くならなくてはいけません。心を強くし、団結を強くして、そして子どもたちと過ごせる時間を強く、強く信じ、イメージしましょう。子どもたちと支障なく会えるようになったその先に、子どもたちに何を話し、何を教え、どうやって成長を見守るのか。父親として、夢を実現させる方法を、母親として、愛することのすばらしさを、どうやって子どもたちに伝えるのかを思い描きましょう。強い信念が希望を引き寄せるのだと信じています。

皆さんの事情は本当に千差万別、いろいろあるかとは思いますが。どうか、新しい年は皆さんの強い信念を一つにして、本当の意味で、子どもたちのための、明るく健全で公正な社会を実現させましょう。

運営委員（組織担当） 大谷格司

親子の面会交流を実現する全国ネットワーク

〒270-0027 千葉県松戸市ニツ木95 スタジオZ

e-mail : info@oyakonet.org HP : <http://oyakonet.org/>

会員 入会金500円 ・ 会費 2000円

ジャパンネット銀行 すずめ支店 店番号002 普通預金 口座番号4794211

口座名義人 親子の面会交流を実現する全国ネットワーク



親子ネット講演会

コリン・ジョーンズ先生出版記念講演会

[1] 会議の開催日時と場所と開催趣旨

親子ネットでは、平成23年11月12日に「子どもの連れ去り問題」について、コリン・ジョーンズ先生の講演会等を開催しましたので、会員の皆様に御報告させていただきます。

[2] 先生の紹介

先生は、ニューヨーク州およびグアム準州の弁護士であり、現在は同志社大学法科大学院教授としてアメリカ契約法等の講義をされています。

また、先生は、「子どもの連れ去り問題（平凡社・刊）」を今年の3月15日に出版されていて、日本の家族法にも精通されています。その理由はぜひ本書を御覧いただければと思います。

なお、弁護士で大学の教授！だから、権威の塊で強面の気難しい方なんだろうと思う方もいるかもしれませんが、暖かみのある表情とやわらかい口調で挨拶をされると、大間違いだったことに気づかされます。

（おまけに背が高くてスマートです！）…ちょっと話がそれました。



ご講演中のジョーンズ先生

[3] 会場の状況

講演会は、北の丸公園内の科学技術館で開催されました。私は駅から武道館の前を通って行ったのですが、晴天のためか親子連れがたくさんいて、とても楽しそうに過ごしていました。ふと、その景色に溶け込みたくなり、武道館前の売店でアイスを買いました。でも、いざその場に座ろうとすると、なんとなく違和感が出てくるのです。で、どこで食べようかと考えながら歩いていると、Iさんがベンチで弁当を広げていたので、御一緒させていただきました。私とIさんは、近況を話しながら今日の講演会を前に、改めて親子の交流の問題解決を誓いました！…また、話がそれました。

会場は100人超を収容できる会議室であったにも係わらず、ほぼ満席となりました。会員の方、遠方の方、当事者の両親、弁護士、マスコミ等と多彩な顔ぶれでした。これは、「子どもの連れ去り問題」についての関心の高さの現れといってよいでしょう。

[4] 概要

講演会は二部構成で開催しました。

第Ⅰ部のジョーンズ先生の講演では、先生の新著「子どもの連れ去り問題～日本の司法が親子を引き裂く～」の内容を中心として、我が国で起きている親子引き離し問題の実態、日本と諸外国の比較、ハーグ条約の問題など、離婚と子どもの養育に関わる法律の問題、法運用の問題を幅広くお話いただきました。

第Ⅱ部では、「親子が引き裂かれないようにするにはどうすればよいか」と題して、ジョーンズ先生の他に、弁護士2名、保育士および司法書士有資格者の計4名の有識者と親子ネットの藤田代表がコメンテーターに加わり、子どもの連れ去り問題を解決するにはどうしたらいいのか、法律、政治、教育など様々な視点からの意見を出していただきました。

また、フロアからのコメントや質問など、活発な発言があり、予定の時間を超えても発言が相次ぎました。



コメント中の江川弁護士(中央)と柏木弁護士(右隣)



鈴木副代表と討論中の梅津保育士(左)

[5] 感想

先生の講演で、特に私が印象的であったのは、「子どもの福祉」、「子どもの利益」を所管とする役所・役人の安易な自己満足が大敵であるという点です。

【3ページへ続く】

[2ページより]

「親の子に対する責任は重大だが、公的機関の責任が親、子へ転嫁されるときの手法に敏感になろう」という先生の提言は、この問題に携わる多くの関係者（先生は他人と表現されていました。裁判官、弁護士、行政、政治家など）が最も認識しなければならないことでしょう。

そして、パーフェクトな親はいないがパーフェクトなお役所、政策及び方針はないこと、子どもの福祉の実現は「点」ではなく「プロセス」であること、問題のある親でも子にとって一生の存在であることを関係者（他人）がもっと意識するべきという点は、非常に的を得たものであったと感じました。

今般、民法第766条が改正されました。また、現在、ハーグ条約の批准に向けて関係事項が審議されていて、国内法についても議論が始まっていると聞いています。

関係者（他人）にはこのことをよく理解して頂くことを期待して、また、実質的な親子の交流が可能となるシステムの構築に向けて、親子ネットでは活動をしていければ良いと思います。

[6] 私事

さて、私は、平成22年7月に妻が別居と同時に子供達（当時小3、小5）を連れ去ってしまいました。平成23年6月に調停を結び、幸いにも子供達に会うことが可能となっています（問題を抱えています）。私は当事者になるまでこのような問題を全く知らずず方に暮れましたが、親子ネットを知って本当に助けられました。

その私が今年から運営委員として携わっているのは、H氏の「何かできることはありませんか？」の一言からだったかと思います。世の中を変えるために何か手助けできればいいと、思っていますので、今後ともよろしくお願いいたします。

[7] 謝辞

最後に、このような講演会を開催できたのは、手弁当で運営に携わっている中心的な運営委員の努力もありますが、各会員の皆様の切実な願いが後押しとなっているのは言うまでもありません。

参加された方、遠方や所要で出席できなかった会員の方々には改めて感謝を申し上げますとともに、今後とも親子ネットの活動に応援をよろしくお願いします。

（渡辺隆之）

コリン・ジョーンズ先生講演会への参加者のコメント

感想	親子ネットへの意見
・現状のシステム、制度についてどこに問題があり直すべきか検討することは大変重要だと思います。今回のような講演会、議論が繰り返し出来ると良いと思います。	・法改正のため、子どもと会えるようになるため、頑張って活動してください。応援しています。
・大変良い時間を過ごすことが出来ました。	・講演会の人選、定例会はじめ、会報、HPなどの日頃の活動、本当にありがとうございます。
・とてもいい勉強になりました。ただ私はまだまだ勉強不足で難しいお話が多々ありました。	・今後も共同養育実現のため頑張りましょう。私も勉強させて頂き、ご協力出来ればと思います。
・参考になる知識を得られたり、辛い現状の中共感できる貴重な有意義な講演会でした。ジョーンズ先生ご本人の細かい話も聞け、他パネラーの皆さん、弁護士の方々をはじめ梅津様の話し、興味深かったです。両親を愛し、気を遣う幼い子ども連れ去りという中で、そんな子どもを守るケア出来る代理人や児童相談所のあり方、子どもに沿った行政、世の中を望みます。	・両親双方と会うことは子どもの養育によい。片方の親との面会を妨害することは虐待だ。これらについて児童心理学の立場から再検討するとさらに説得力が増すと思います。頑張りましょう。
・日本の民法については大変勉強になりました。ハーグ条約についてもう少し詳しく聞けたら良かったです。	・いつもHPをみております。今後も盛んな活動を期待しています。
・コリン先生、保育士、弁護士、司法書士など立場の異なる方々のご意見が聞けて参考になりました。	・法改正のため、子どもと会えるようになるため、頑張って活動してください。応援しています。

親子ネット講演会シリーズ2

親子引き離しの元凶『DV悪用』『診断書悪用』を追及する！



親子ネットでは、「引き離し被害当事者および支援していただける有識者の方々との連携・連帯」と、「国民に向けた、親子引き離しの現状報告と、共同養育社会実現のための啓蒙」を目的として、講演会シリーズを開催します。

第2回では、親子引き離しに悪用されている「おかしいDV」と、その根拠となる「おかしい診断書」の問題について、相手方が裁判所に提出した「リアル証拠」を基に、弁護士、医師、臨床心理士などの専門家の協力を得て、問題点を議論します。裁判所や弁護士会、医師会に対して、「悪用NO!」、「適正な判断基準の作成と適正な運用を!」の声をあげましょう。

日 時： 2月19日(日) 13:00～16:30（予定）
場 所： 文京シビックセンター スカイホール 東京都文京区春日1-16-21
参加費： 1,500円（資料代含む）

問い合わせ： 090-1052-7281(藤田)

親子の絆を守るために 家庭裁判所へのアピール

平成23年23年6月3日に、「離婚・別居後の非監護親と子との面会交流」の文言が明記された第766条を含めた、民法等の改正が官報に告示されました。制定にあたっては、当時の江田五月法務大臣から「可能な限り家庭裁判所は親子の面会交流ができるように努めることが、この法律の意図するところである」という答弁も出されています。

施行は平成24年4月1日となりますが、すでに最高裁判所事務総局家庭局長から、「第177回国会衆参議院法務委員会議事録を参考に、面会交流に配慮せよ」とする異例の通達が、高等裁判所長官、地方裁判所長、家庭裁判所長宛に出されています。

しかしながら、この民法改正が成立して以降も、問題となる審判結果が次々と報告されています。中には、「法務大臣が国会で何を言おうと関係ない」と発言された裁判官もいたという報告もあります。さらに、調査官による調査では、別居夫婦の監護権について、別居開始時の最初の連れ去りが問題であると認め、双方の監護能力に問題ないとしながら、結局は連れ去った側の親に現状追認で監護を認める結論を出した報告書もあります。これは、裁判所が、「親権・監護権を欲すれば、違法な連れ去りをして、子を確保しなさい」と勧めて、親子の絆を破壊する一端を担っているのにほかなりません。

3月11日の東日本大震災での悲惨な経験から、私たちは様々なことを学びました。その中で最も重要なことは、被災された人々を守るために、地方行政、警察、消防、自衛隊、医療関係、民間企業、そして市民ボランティアや海外からの支援部隊といった様々な人々が、それぞれの所属も立場も越えて協力し、分かち合うことの大切さではなかったでしょうか。被災者家族や社会の絆を守るためには、見守り、手を差し延べる側の絆も大切なのです。

親子の面会交流の問題も同じです。立法と司法が手を携えて動かなければ、将来を担う子ども達を守り、育てることはできないのです。親子は、日本国を形成している最も小さな単位の社会です。この小さな社会を守ることができずに、1億2千万人が暮らす日本国という国の社会を導くことなどできません。三権分立とは、立法と司法がまったく別の方向に進むのではなく、異なる視点、異なる立場から同じ目標に向かって協調して歩んでいくことを意味していると自覚すべきです。

民法第766条に記された「子の福祉」とは何なのでしょう。たとえ不幸にして離婚となるにせよ、監護能力に問題がないのであれば、なぜ共同監護となるような配慮がなされないのでしょうか。離婚となる最後の瞬間まで、そして離婚となった後であっても、双方の親から平等に愛情を受けることこそが、子供の成長に最も大切な福祉的配慮ではないのでしょうか。家庭裁判所関係者は、自らがそのような裁定をすることが、連れ去りという虐待行為を防止し、「片親疎外」と呼ばれる子どもの精神疾患を防ぐ最大の方策だと気付かなければいけないのです。

私たち、別居・離婚後に愛する子どもと引き離されている非監護親は、立法趣旨に同意せず、最高裁判所の通達をも無視する、このような裁判官や調査官の姿勢に強く抗議し、以下の3点の即時実施を要望します。

1. 家庭裁判所調査官は、子の「連れ去り」「引き離し」への知識の習得に努め、これらの行為の子への悪影響を前提とした調査を行わなければなりません。「連れ去り」「引き離し」が存在したと考えられる時には、「引き離し期間」の片親疎外の影響を考慮し、単に現在の子の状況を調査するのではなく、別居前後の子の状況把握に努め、その結果を基に判断しなければならないのです。
2. 子どもの健全な成長を考えれば、別居・離婚後も双方の親に会い、双方の親の影響下で成長することが望ましいのは明かです。そのためには、親権者や監護権者は、相手方への寛容性がより高い親に与えられるべきものです。それは、寛容性が高い親に与えることで、双方の親が子どもとの安定した関係を維持しやすくなるからに他なりません。
3. 未だ離婚しておらず、監護能力に遜色がなく、法的に親権・監護権の制限を受けていない別居親の場合には、監護親・非監護親という概念ではなく、主監護親・従監護親という概念を導入することを提案します。家族の再同居の可能性も考え、できる限り双方の親の監護日数を平等にすべきです。万一、離婚となるにせよ、その時までには双方の親から平等に愛情を受けることが、子の福祉に叶う唯一の方法だからです。

以上

ハーグ条約中間案に関する「パブリックコメント」振り返り

「国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（仮称）」を実施するための子の返還手続き等の整備に関する中間とりまとめ（以下、中間案）に関して、外務省及び総務省が、9月30日から10月31日まで意見募集しました。その結果が、両省より11月末頃に発表されました。

私が、最初に、この中間案をみて驚いたのは、面会交流に関して、「我が国においては、面会交流の取決めの審判及び調停の手続が用意されており、ハーグ条約第21条に規定する接触の権利（rights of access）について、特段、裁判手続に関係する規律を設けないものとしても、国内手続を利用することが可能であるから、ハーグ条約の精神に反することにはならないと考えられる」と書かれていたことです。

この文言を目にした時、「外国人が日本で面会交流調停を申立てた場合も、日本人当事者と同様で、監護親の拒否感情が強ければ子どもに会うことすら叶わず、諸外国と同程度（従たる監護者に年間100日程度）の面会交流などできるはずもないのに、何故こんなふざけたことが書けるのだろう」という憤りにも近い感情を抱きました。よって、先に実施した「面会交流及び子どもの変化に関する実態調査報告」を根拠に（1）日本における連れ去り認定を変更すべきである。

（2）面会交流に関する法律を新たに設けるべきである。（3）間接強制を認めず直接強制にすべきである。（4）配偶者間のDVを即、返還拒否事由にすべきでない。という4つの主張をした意見書を親子ネットとして提出しました。

しかし、もっともデータが揃っていて、且つ強く主張した「面会交流」に関する意見は、意見公募の報告には掲載されていませんでした。残念な結果です。他の団体からも、提出した意見書の重要メッセージが掲載されていないなどの嘆きの声も伝わってきますので、小さな懸念はありましたが、もしかしたら、この意見公募は両側の当事者の“ガス抜き”の場として用意されたものであったのかもしれません。

親子ネットでは、個人の意見も出してくださいよう呼びかけましたが、皆さんが個人で出された意見書は、いかがでしたか。

「連れ去り」から一年以上経過してしまった人には、ハーグ条約は適用されません。ですので、過去に日本に子どもを連れ去られた外国人は、日本で面会交流を申し立てるしかないのですが、諸外国と同等の年間100日程度の面会交流が保障されなければ納得がいかないでしょう。しかし日本の現状では、年間12日子どもと会えれば良い方です。法務省にとって不都合なデータを出したから、取りあげてもらえなかったのかもしれない。日本は1994年に子どもの権利条約に批准していますが、第9条3項にある「締約国は、児童の最

善の利益に反する場合を除くほか、父母の一方又は双方から分離されている児童が定期的に父母のいずれとも人的な関係及び直接の接触を維持する権利を尊重する」という条項は、裁判所の独自の解釈により、無視されたままです。ハーグ条約で同じ過ちをおかしてはなりません。

米国・カナダ・英国、フランス、オーストラリア、ニュージーランドは日本政府へ、子どもを連れ出した側に有利にならないような国内法整備を求める意見書を共同で提出しました。パブリックコメントに、外国の政府が見解表明するのは、極めて異例のことです。それだけ、日本の批准に関心が高いということだと思います。上述の調査報告書は、共同で意見書を提出した6カ国の大使館宛にも送付し、有効活用するよう要請しました。

法務省には205件、外務省には168件の意見が寄せられ、おそらくその半数、あるいはそれ以上、子どもに会えない（会いにくい）当事者からの意見が寄せられたであろうと予想されますので、今後も国会審議などでも取り上げていただけるよう国会議員への働きかけを続け、近い将来のハーグ条約加盟を機に、国内のルールを国際社会のルールに変更させていかねばならないと思っています。

昨今のマスコミ報道をみても、まだまだハーグ条約への誤解からくる偏向が目立ちます。おかしい報道に対しては抗議し、良い記事には賛辞を送ることは私たちでも可能です。私たち自身ができることを粘り強くやっていくことが、ハーグ条約の骨抜きを防止し、国内法の整備に繋がることだと信じて頑張っていきたい。

（藤田尚寿）



Wish List

去年12月発行の「引き離し15号」では、子どもと離れて過ごさなければならぬクリスマスに、贈り物だけでも届けたいけど、相手方に受け取ってもらえない…、つき返される、破棄される…、そんな悩みを抱えていらっしゃる当事者へ「サンタクロースからの手紙」をご紹介します。

今年は「引き離し」発行が17日になったので、会報がお手元に届くころには、残念ながらそうした企画も申込みが締切られてしまっています。唯一間に合いそうなのが、メールアドレスが分かる方限定になってしましますが、JAXAの企画で「超高速インターネット衛星『きずな』メール配信プロジェクト、宇宙からメリークリスマス！2011」で、本文はすべて固定された「きずな」からのメッセージとなります。その方がかえって受け取ってもらいやすく都合がよいかもしれませんね。（<http://www.satnavi.jaxa.jp/xmas2011/>）その締切りも、2011年12月21日（水）午後5時となっています。メール便でお送りする「引き離し」がお手元に届くのが21日くらいになってしまう方もいらっしゃるでしょう。間に合わなかった場合は大変申し訳ございませんが、「きずな」メール配信プロジェクトの次のバレンタインデー企画が当該HPで発表されるのを待つことといたしましょう。

さて、今号では表題の「Wish List」についてお話したいと思います。

欧米の多くの国の子どもたちは、クリスマス時期になると、幼稚園や家で「My Wish List」というのを作るそうです。イヴの夜忙しいサンタさんが「この子には何がほしいだろう」と迷って手間取らないように、自分の欲しいものを欲しい順番にリストアップしたものをツリーに掛けておくなどしてサンタさんにアピールするのです。アメリカのテキサス州の幼稚園で、子どもが「My Wish List」を作ってきた時、このシステムを初めて知り、いかにも合理的で双方に利点のある方法だなあ…、と感心したものでした。

もう8年も前のことになりますが、長女の「My Wish List」には、「HELLO KITTY」（キティちゃんグッズ）や「シンデレラのドレス」など、5歳の女の子らしいかわいらしいリクエストが羅列してありました。7番目か8番目には「妹と遊ぶ」という項目もあって、一通り出尽くした後に付け足した感じが子どもらしい発想だと思ったのと、それでもちゃんと妹のことを思い出してくれた、長女らしく次女を思いやる気持ちが感じられて微笑ましいと思ったことを覚えています。そんなクリスマスの暖かいエピソードも今ではすっかり過去の話で、今は直接子どもたちに何が欲しいかを聞くこともできなくなっていました。それでも、子どもたちそれぞれの年齢が欲しがりそうなもの、

「Wish List」に書きそうなものを、誕生日やクリスマスには自分なりにリサーチして工夫してカードを付けて送っています。

私のリサーチの方法は、もっぱらインターネット頼りで、おもちゃメーカーのいくつかのHP、通販HP等を見ます。男女別、年齢別、カテゴリー（知育玩具、キャラクター、ゲーム、スポーツ用品等）などに分かれていたり、2011トイ・オブ・ザ・イヤー、2011バイヤーのお勧め、売れ筋ランキング等有用な情報がたくさんあり、たったひとつのプレゼントがきっと見つかります。

たとえ、プレゼントを受け取った感想を直接子どもから聞くことができなくても、子どものことを思い、選び、贈るというプロセスを経たそのたったひとつの“物”には、親の思いがこもっており、それを手にした子どもはその親の思いを感じとることができるはずです。

もし、あなたが「My Wish List」を作るとしたら、何をリストアップされますか？

子どもに会えない（会いづらい）当事者の皆様であれば、1番は「子どもに会えるようになること」もしくは「親子関係の再構築」と書かれるのではないのでしょうか。私も一番欲しい“もの”はやはり「子どもたちとの関係再構築」です。

では、親子ネットにとってはどうでしょうか？会員の皆様の願いがすなわち団体としての願いであると思います。皆様の願い、それはちょうど理念に掲げている「親子が自然に会える社会」の実現でありますから、原点に立ち返ることになります。

こうして、大人も個人や団体で「Wish List」を作成することで、自分が手に入れたいものを整理したり、優先順位をつけることができ、来年度の目標を策定するのにも役立つと思います。

最後は、オノ・ヨーコさんの言葉で締めくくりたいと思います。

「ひとりで見る夢はただの夢、みんなで見る夢は現実になる。Make a wish together!」

（鈴木裕子）



子育ての危機管理

梅津 なみえ

私が勤務した子ども家庭支援センターには、毎日それぞれ決まった時間にやって来る常連さんが多かった。

常連さんは「家にいても話し相手はいないし、ちょっとした心配ごとでも先生（スタッフ）に聞けるし、子どもをいちいち追いかけてなくても安心して遊ばせられる場所」と、子ども家庭支援センターの「設置目的」を“完璧”に理解していた。

もうすぐ3歳になるKくん親子は常連のひとり…ある日のこと、Kくんが遊びだすと、お母さんが「先生、私、もう子育てに疲れちゃった」とぼつりとつぶやいた。しばらくして、昨日の夕食のできごとを話し出した。好き嫌いのあるKくんの食事作りはお母さんの悩みのタネである。それなのに、Kくんが「食べない」「いらぬ」とぐずぐず言うので、お母さんもつい大きな声をあげてしまった。ご主人は「いいじゃないか、食べたくないならムリしなくても…」と言い、子どもを甘やかすので許せなくなった。ついつい「あなたはいつも…」と、日頃の不満を爆発させてしまったが、ご主人はのれんに腕押し…「怒るだけ疲れちゃった」と目から涙がこぼれた。こんな時は、「お母さんもつらかったね」と母親の気持ちをくみ取ってあげることが大切で、うなずきながらひたすら話を聞くのが基本である。やがて、Kくんのお母さんは、「話を聞いてもらえるのはセンターだけ…。でも、私の気持ちわかってくれる人がいると思うと救われた気持ちになるわね」とすっきりした笑顔で帰っていった。

生後7カ月のRちゃん親子もセンターの常連。Rちゃんは“育児書通り”の絵に描いたような順調な発育で、育児の悩みなんて何ものなさそうである。ある日、おすわりしているRちゃんの頭をなでながら、「ねえ、先生、この子の頭少し変形してない？ 治るかしら？」…お母さんは後頭部の変形が気になるらしい。私は、「そうね、確かに少し斜めかしら？ でも、形が気になるのは今だけ…。あと3～4年もしたら“中味”が気になるから…」と応えると、Rちゃんのお母さんは「ハハハ…、確かにそうかもね！！」と大笑いをして「相談」は終わりになった。

子育てに必要なことは、そばにいて話を聞いてくれる人がいること、そして、「大丈夫だよ」と声をかけてもらうことである。ご飯を食べないとか、後頭部が少し斜めとか、そんなささやかな不安が積み積み積もって「夫婦の危機」となっていくように…。

(NPO法人 保育支援センター 理事長)



【編集後記】